相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県村上市村上二〇五五番地、最後の住所新潟県村上市小国町三番一二号
被相続人　亡　佐藤　昭平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十七日
新潟県新発田市富塚町一丁目二四番一七号
三浦法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三浦　三巌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯田市竹佐五八八番地、最後の住所長野県飯田市竹佐三五四番地三八
被相続人　亡　太田　恭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十七日
長野県飯田市育良町一丁目一一番地七
相続財産管理人　木下　伸二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間郡越生町大字成瀬七二〇番地、最後の住所長野県下伊那郡豊丘村大字神稲一二七番地八　被相続人　亡　酒本　住夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十七日
長野県飯田市育良町一丁目一一番地七
相続財産管理人　木下　伸二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区蒲原四丁目八番、最後の住所静岡県静岡市清水区蒲原四丁目八番一号　被相続人　亡　松山みよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十七日
事務所静岡県静岡市葵区研屋町三三番地の一
佐藤・清水法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三津間秀人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県高島市安曇川町常磐木一三〇九番地、最後の住所滋賀県高島市安曇川町常磐木一三〇九番地　被相続人　亡　珠松　縁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十七日
事務所滋賀県大津市京町三丁目五番一一号
京町第六森田ビル四階オアシス法律事務所
相続財産管理人　弁護士　片山　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加西市北条町北条一〇五四番地三、最後の住所神戸市垂水区神陵台三丁目二番四―七〇一号　被相続人　亡　福永　侑浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十七日
神戸市中央区中町通二丁目一番一八号ＪＲ神戸駅ＮＫビル六階　方円法律事務所
相続財産管理人　弁護士　白川　哲朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県朝倉市日向石三三〇番地、最後の住所福岡市南区老司二丁目三番三四号西岡病院　被相続人　亡　倉地　幸長

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十七日
福岡市中央区舞鶴三丁目二番三一号
相続財産管理人　司法書士　森　浩一郎

平成二十九年二月十七日
事務所静岡県静岡市葵区研屋町三三番地の一
佐藤・清水法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三津間秀人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県高島市安曇川町常磐木一三〇九番地、最後の住所滋賀県高島市安曇川町常磐木一三〇九番地　被相続人　亡　珠松　縁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十七日
事務所滋賀県大津市京町三丁目五番一一号
京町第六森田ビル四階オアシス法律事務所
相続財産管理人　弁護士　片山　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加西市北条町北条一〇五四番地三、最後の住所神戸市垂水区神陵台三丁目二番四―七〇一号　被相続人　亡　福永　侑浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十七日
神戸市中央区中町通二丁目一番一八号ＪＲ神戸駅ＮＫビル六階　方円法律事務所
相続財産管理人　弁護士　白川　哲朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県朝倉市日向石三三〇番地、最後の住所福岡市南区老司二丁目三番三四号西岡病院　被相続人　亡　倉地　幸長

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十七日
福岡市中央区舞鶴三丁目二番三一号
相続財産管理人　司法書士　森　浩一郎

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十九年二月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月十七日
北海道北広島市虹ヶ丘六丁目一〇番地四
株式会社伊藤組規約型確定給付企業年金
清算人　富岡　哲哉

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある左記株主その他の利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年二月十七日
東京都品川区戸越三丁目四番一八号
日本ユースウエアシステム株式会社
代表取締役　馬場　秀二

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の数	株券の番号
井上　久雄　東京都大田区南馬込四―二六―一九	二〇〇株	無

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年２月17日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社東急リゾートサービス　②東京都知事(3)80436　③代表取締役　橋詰雅彦　④東京都渋谷区道玄坂一丁目21番２号　株式会社東急リゾートサービス　代表取締役　橋詰雅彦

①有限会社dreams・come・true　②東京都知事(1)91555　③代表取締役　関口真一　④東京都練馬区平和台２―14―５　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都練馬区平和台２―14―５　有限会社dreams・come・true　代表取締役　関口真一

①関電不動産開発株式会社　②国土交通大臣(3)6379　③代表取締役　中森朝明　④大阪府大阪市北区中之島三丁目３番23号、廃止した従たる事務所　大阪府大阪市中央区千日前一丁目４番８号千日前M’sビルディング10階、兵庫県神戸市中央区加納町六丁目２番１号神戸関電ビル９階　⑤1000万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府大阪市北区中之島三丁目３番23号　関電不動産開発株式会社　代表取締役　中森朝明

①株式会社沖縄日本管財　②沖縄県知事(1)4593　③代表取締役　新里博充　④沖縄県那覇市久米２丁目４番14号　⑤1000万円　⑥沖縄県知事　⑦沖縄県那覇市久米２丁目４番14号　株式会社沖縄日本管財　代表取締役　新里博充